省　令

○財務省令第三十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第百四十一号）の施行に伴い、及び税関関係法令を実施するため、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（処分通知等の指定） **第七条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号から第二号の三までに掲げる業務とする。	（処分通知等の指定） **第七条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

附　則

この省令は、令和七年十月十二日から施行する。

○財務省令第三十六号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和七年法律第十八号）の施行に伴い、並びに国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（国債の名称） **第一条**　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第五条第二項の規定により発行する国債は、第十二回特別弔慰金国庫債券（以下「国債」という。）とする。 （額面金額） **第二条**　国債の額面金額は、二十七万五千円とする。	（国債の名称） **第一条**　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第五条第二項の規定により発行する国債は、第十一回特別弔慰金国庫債券（以下「国債」という。）とする。 （額面金額） **第二条**　国債の額面金額は、二十五万円とする。